

議案第5号

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年木津川市条例第48号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、応急業務又は応急業務のための災害状況の調査等を行う職員に対し災害応急作業等従事手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年木津川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4） 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）</u></p> <p>第6条 <u>災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、職員が災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>（1） 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急業務又は応急業務のための災害状況の調査</u></p>	<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>

(2) 前号の業務に相当する業務で市長が認めるもの

第7条～第9条 (略)

別表 (第7条関係)

特殊勤務手当の種類	区分	手当の額
1～3 (略)	(略)	(略)
4 災害応急作業等 従事手当	1日	840円

第6条～第8条 (略)

別表 (第6条関係)

特殊勤務手当の種類	区分	手当の額
1～3 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第5号 木津川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、応急業務又は応急業務のための災害状況の調査等を行う職員に対し災害応急作業等従事手当を支給するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急作業等手当の運用について（令和6年1月19日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長応援派遣室長通知）</li> <li>・通知を受け、課内協議、検討を実施</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ. 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和5年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（年度から） 126千円 職員給与費	
将来にわたる効果及び経費の状況	国家公務員の手当に準じ、市の職員が地震等により被災された地域での作業に従事した場合における災害応急作業等手当について、適切に支給することができます。	